

あきる野市指定管理者選定委員会委員（市民代表）選考実施要領

1 概要

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第3項に規定する委員会の委員のうち、同条例施行規則第7条第2号の市民の代表を選考するに当たり、「あきる野市における各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき委員を公募するために必要な事項を定める。

2 公募人数

1人

3 対象者

- (1) 令和8年4月1日現在18歳以上で、市内在住、在勤又は在学の者
- (2) 令和8年4月1日現在で、公募委員として他の委員会等の委員になつていない者

4 応募方法

- (1) 応募者は、令和8年2月1日（日）から同年2月27日（金）までに、必要事項を記入した「指定管理者選定委員会委員（市民代表）応募用紙」（別紙1参照、以下「応募用紙」という）及び1,200字（原稿用紙3枚相当）程度の作文を、郵送又は本人持参により、企画政策部企画政策課に提出する。
- (2) 作文のテーマは、「『市の施設』の管理・運営に期待すること」とする。

5 選考委員会の設置等

次の者をもって、「あきる野市指定管理者選定委員会委員選考委員会」を設置する。
副市長、教育長、企画政策部長及び総務部長

6 選考方法

- (1) 応募用紙及び作文により選考することとし、評価基準は、以下のとおりとする（20点満点）。

評価する項目	評価点に対する評価の比重	評価点
① 応募の動機に意欲・熱意が感じられる	1	4点（特に優秀） 3点（優秀） 2点（普通） 1点（やや劣る） 0点（劣る）
② 本市の施設の状況を理解し、管理・運営に関して具体的・現実的な考えを持っている	2	
③ 文章が整理され、表現が分かりやすい	1	
④ 特筆すべき考えや優れた視点を持っている	1	

- (2) 選考委員は、応募書類上の応募者の住所及び氏名を伏せ、候補者の選考を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、選考対象から除外する。

- ア 応募要件を満たしていない場合
- イ 選考委員による評価点の合計が40点未満の場合

- (3) 別紙2を用いて応募者を評価し、選考委員による評価点の合計が40点以上の者のうち、評価点が最も高い者を候補者として選出する。
- (4) 選考に当たり疑義が生じた場合は、円滑に選考できるよう、その都度、調整を図るものとする。

7 選考結果等

- (1) 選考結果については、応募者全員に書面で通知する。
- (2) 候補者が選出された場合、速やかに選定委員として決定し、別途、委嘱を行う。

8 その他

- (1) 応募書類は、理由のいかんを問わず返還しない。
- (2) 応募がなかった場合及び6の方法により候補者が選出されなかった場合は、それ以外の方法で選出できるものとする。
- (3) 公募に係る文書の保存年限は3年とする。

指定管理者選定委員会委員（市民代表）応募用紙

住 所	〒
氏 名	
年 齢	
電話番号	—
勤務先等	※在勤、在学の方は、勤務先又は就学先を記載してください。